

SR－CF工法研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は『SR－CF工法研究会』(以下「本会」)と称する。

(SR-CF : Seismic Retrofit by Carbon Fiber Sheet)

2. 本会則の「SR－CF工法(以下「本工法」という。)」とは、別表2の10社の共同開発により「炭素繊維シートによる独立柱、壁付き柱、及び、梁、壁の耐震補強に関する、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価」を取得した技術、並びに「CF アンカー、一般財団法人土木研究センターの建設技術審査証明報告書」、その他関連技術を指す(別表3に記載する技術をいう。)

(目的)

第2条 本会は、「本工法」を広く普及するために、会員相互の当該技術の維持・向上を図り、並びに、情報の収集・管理を行うと共に、本工法による会員の事業の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本工法の宣伝、普及、教育に寄与する事業
- (2) 本工法の技術の維持、向上に寄与する事業
- (3) その他、本会の目的を達成する為に必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局は理事会員の法人の内より、理事会にて選定決定する。

(1) 事務局は、東京都中央区内の日鉄ケミカル&マテリアル株式会社コンポジット事業部内に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、理事会員及び一般会員によって構成する(以下理事会員及び一般会員を「会員」という。)

- (1) 理事会員は、「本工法」の開発に参加した別表2に記載の10法人とする。
- (2) 一般会員は、連続繊維補強材を用いた補修補強工事の施工実績等一定の要件を備え、第6条の手続を経て入会した法人とする。
- (3) 前各号の会員には、当該会員からの要請により当該年度の年会費徴収済み確認をもって会員証を発行し付与する。

(入会手続き・会員の権利義務等)

第6条 新たに本会への入会を希望する法人は、別表4の入会申込書を提出し、第19条で規定する理事会で入会の可否の決定を受ける。

(1)理事会での決定を受けて会費等を納入した時点で一般会員の資格を得る。

2. 本会の会員は、次の権利を有する。

(1)別表3第1条第1項に示す「本工法」の技術を利用することができる。

(2)削除(別表3第1条第1項第2号⑤に規定する特許は、当該特許権を有する会員より実施許諾を受けることができる。但し、実施許諾を受けたうえでなければ使用することはできない。)

(3)別表3第1条第2項の「SR-CF工法」並びに「CFアンカー」の登録商標を使用することができる。

(4)本会が運営するホームページに会員に関する情報を掲載開示することができる。

(5)別表3第1条第1項第3号に規定する技術関係は、当該技術に関し特許権等を有する場合に当該会員より実施許諾を受けることができる。但し、実施許諾を受けたうえでなければ使用することはできない。

3. 本会の会員は、次の義務を負うものとする。

(1)本会則を遵守するとともに、他の会員を誹謗するなどの公序良俗に反する行為を行わないこと。

(2)第24条に定める会費及び会員からの要請により事務局が発行する技術資料等の費用を事務局が発行する請求書記載期限までに納入すること。

(3)会員が「本工法」を用いる工事を受注したときは、当該会員が自己の責任で工事を実施する。但し、一般会員においては、別途定める約款に従い理事会員による施工指導を受けて工事を実施すること。

(4)会員が「本工法」を用いる工事の実施において、必要となる関係法令等に定められた各種の技術評定・技術評価等が新たに必要な場合は、当該会員は自ら申請し自らの費用で取得すること。また、工事に使用する場合は自己の責任で実施すること。

(5)前号で会員が取得した各種の技術評定・技術評価等(実験データ及び関連ノウハウ等を含む。)について、他の会員が使用を希望する場合に当事者間で協議すること。

(6)「本工法」の利用に際し、関係法令に定められた各種の技術評定・技術評価等の取得申請、会員自ら発行する工事施工見積書、設計図書・仕様書類、パンフレット・技術資料等に登録商標「SR-CF工法」並びに「CFアンカー」の名称を使用すること。

(7)本会が実施する「本工法」に関する各種の研究会活動に協力すること。

(8)会員の組織などに変更がある場合には、遅滞なく変更内容を研究会へ通知すると共に第7条第3項の手続きを行うこと。

(9)本項第3号から第5号の規定の対象となる工事の施工を実施した場合は、その施工実績を本会に報告すること。報告内容・方法については別途「SR-CF工法技術の運用管理規則」に定める。

(会員組織の再編等に伴う会員資格の存続)

第7条 会員の組織に事業譲渡、合併(新設合併、吸収合併を問わない)、分割(新設分割、吸収分割問わない)等が行われたときには、本工法を用いる事業の譲受人または本工法を用いる事業を承継した主たる一法人が会員資格を承継できる。但し、承継者は第5条第2号の要件を備える者とする。

2. 会員が商号を変更したときは、会員資格を承継できる。
3. 前二項において、当該会員は、当該事項の効力発生の時より以前に、会員資格存続請求の申し出を行い、理事会の承認を受けなければならない。
4. 本条第1項及び第2項において、事業承継法人に著しい事業規模等の変更があった場合等、会員資格承継のために費用等が生ずる場合は、理事会の決議により当該会員に請求することができる。

(退会・除名、会員資格の喪失など)

第8条 本会を退会しようとする会員は、会長に理由を付した退会届けを提出することにより退会することができる。

2. 会員が以下の行為を行ったときは、理事会の決議により、当該会員にその旨を通知し、除名することができる。

(1) 本会の目的若しくは事業を妨げ、又は名誉を傷つける行為を行った場合、若しくは会員として相応しくない行為を行った場合。

3. 会員は以下に該当する場合に会員資格を喪失し、本会に対する権利を失い義務を免れる。但し、未履行の義務は免れることはできない。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 当該年度初日を起算日として1年以上会費等を滞納したとき。

(4) 第8条第5項に該当したとき。

4. 会員が本会を退会し又は除名になったとき、当該法人は会員在籍中に知り得た本工法の技術情報を自ら使用し、又は第三者へ開示してはならない。

5. 会員が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに会員資格を喪失するものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力

(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。

第3章 運営組織・役員・会議等

(運営組織)

第9条 本会の第3条の事業を遂行するための運営組織は、次の会議体による。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 部会

(4) 事務局

(役員の種別及び定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 幹事 若干名
- (5) 部会長 若干名
- (6) 会計監事 若干名
- (7) 顧問 若干名

(役員の選任)

第11条 理事は、理事会員が指名する者とする。

- 2. 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- 3. 幹事は、理事の互選により選任する。
- 4. 部会長は理事の互選により選任する。
- 5. 会計監事は、理事会員が指名する者の互選により選任する。
- 6. 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 7. 役員が任期途中で辞任する際の後任者の選任は、前任者を指名した理事会員が行う。

(役員の任務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 3. 理事は、理事会において会務に関する基本的事項を審議決定する。
- 4. 幹事は、必要都度に第10条の役員のうちから会長が委嘱した役員及び事務局をもって幹事会を開催し、本会の運営に関する重要事項を審議し理事会へ報告する。
- 5. 部会長は、第10条の役員又は会長が委嘱する委員をもって、会長より委嘱された特命事業、及び、その付随する日常業務を遂行する。必要都度に部会を開催し、部会の運営内容を理事会へ報告する。
 - (1) 広報部会は、本工法の普及・宣伝に関する事項を分掌する。
 - (2) 教育部会は、施工技能者及び施工管理者の能力の維持・向上に関する事項を分掌する。
 - (3) 技術部会は、本工法の技術・品質の維持・向上に関する事項を分掌する。
- 6. 会計監事は、本会の会計を監査し、総会において監査報告を行う。
- 7. 顧問は、会長の要請により本会の活動に対し助言する。
- 8. 事務局は、業務委託契約に基づき本会の運営に必要な第9条第1号から第3号の各運営組織・会議体を補佐し、日常の総務業務を遂行する。

(役員の任期)

第13条 役員(顧問を除く。)の任期は、改選時の通常総会終了時から翌々年の通常総会終了時迄の2ヶ年とし、再任を妨げない。

- 2. 任期中に役員が交代又は新任したとき、当該役員の任期は前任者ないし同列役員の任期満

了までの期間とする。

(総 会)

第14条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを開催する。
3. 臨時総会は、会長又は理事会が必要と認めたときこれを開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2. 総会を招集するには、7日前までに会議の目的事項、日時、場所を記載した書面を各会員に発送して周知を行なうものとする。

(総会の定足数及び議決)

第16条 通常総会及び臨時総会は、会員の $1/2$ 以上の出席及び委任状をもって成立し、出席者の過半数の賛成により議決する。

2. 解散に伴う総会は、会員の $2/3$ 以上の出席及び委任状をもって成立し、出席者の過半数の賛成により議決する。
3. 会員の議決権は各1個とする。

(総会への報告事項等)

第17条 総会においては、本会則で別に定めのあるもののほか、次の事項を報告する。

- (1) 本会則の変更等に関する事項。
 - (2) 事業報告及び決算報告。
 - (3) 事業計画及び予算。
 - (4) 第11条の役員改選・交替に関する事項。
 - (5) 会費の額及び徴収方法等に関する事項。
 - (6) その他本会の運営に関する事項。
2. 解散に関する事項について議決する。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事の経過及びその結果は、議事録に記録し、会長及び出席理事1名の記名押印のうえ、事務局に保管する。

(理事会)

第19条 理事会は、理事及び会計監事をもって構成する。

- (1) 理事会は、第5条第1項1号の理事会員によって共同開発した成果の占有権を有し、その使用权を一般会員に使用許諾する。
- (2) 理事会は、会長がこれを招集し、議長となる。
- (3) 理事会は、理事の $2/3$ 以上の出席及び委任状をもって成立し、出席者の過半数の賛成により議決する。
- (4) 理事会は、委任状を有する代理人の出席を認める。

(理事会の議決事項)

第20条 理事会においては、本会則で別に定めのあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 本会則の変更等に関する事項。
- (2) 事業報告及び決算報告。

- (3) 事業計画及び予算。
- (4) その他総会に報告又は付議すべき事項。
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
- (7) 前各号の事項に関する審議及び会務の執行に必要な専門部会の設置とその運営に関する事項。

- 2. 理事会の議事の経過及びその結果は、議事録に記録し、会長及び出席理事1名の署名押印のうえ、事務局に保管する

(部 会)

第21条 会長は、理事会の承認を得て会務の執行に必要な専門部会を複数設置することができ、理事、及び会長が委嘱した者をもって部会を構成する。

- (1) 部会は 部会長がこれを招集し、議長となる。
- (2) 部会は、部会委員の1／2以上の出席及び委任状をもって成立し、出席者の2／3以上の賛成により議決する。

(部会の審議事項)

第22条 各部会においては、本会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に報告又は付議すべき事項。
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 部会の運営に関する事項

第4章 会計

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2. 本会の事業の遂行に伴う決算・財務状況及び事業予算構成は別途定める会計仕訳基準に基づき手続き処理する。
- 3. 役員の報酬は、原則として無報酬とする。
 - (1) 顧問の報酬は、別途理事会で決定する。
- 4. 研究会運営資金の取り扱いについては、別途定めるSR－CF工法研究会資金管理規定による。

(会費及びその徴収)

第24条 本会は、本会の運営費用等に充当するため、一般会員より入会金及び年会費を徴収する。

- 2. 会費は次のとおりとする。
 - (1) 入会金は、別表3の第1条に定める技術で本工法の共同開発に参加した理事会社に配分されるライセンス料に充当し、別表3の第2条のとおりとする。
 - (2) 年会費は、本会の運営費用に充当するもので、別表3の第2条のとおりとする。但し、金額は理事会において見直しを行なうことができる。

3. 年会費は、事業年度の年初に一括して徴収する。
4. 新規会員の入会時における年会費は、その入会の時期によらず本条第2項2号に定める年会費を徴収する。但し、年度末に入会が決定した新規会員の年会費徴収期限の取扱いについては理事会で決定する。
5. 本会の入会金及び年会費等は、いかなる場合にもこれを返還しない。

(臨時会費)

第25条 本会の事業を推進する上で臨時に会費が必要と認められる場合は、理事会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

(残余財産と債務)

第26条 本会を解散するとき、残余財産又は債務がある場合は、その残余財産又は債務の分担等について総会で決議する。

第5章 付則

(細 則)

第27条 本会則の施行に必要な細則及びその要綱は理事会で決める。

(本会則の施行)

第28条 本会則は、別表1の法人の合意により平成10年4月1日から施行する

2. 本会則は、理事会の決議により平成10年7月1日付けで改正し、同日から施行する。
3. 本会則は、理事会の決議により平成11年4月1日付けで改正し、同日から施行する。
4. 本会則は、理事会の決議により平成12年8月1日付けで改正し、同日から施行する。
5. 本会則は、理事会の決議により平成13年2月7日付けで改正し、同日から施行する。
6. 本会則は、理事会の決議により平成15年10月29日付けで改正し、同日から施行する。
7. 本会則は、理事会の決議により平成17年12月8日付けで改正し、同日から施行する。
8. 本会則は、理事会の決議により平成18年10月12日付けで改正し、同日から施行する。
9. 本会則は、理事会の決議により平成20年4月22日付けで改正し、同日から施行する。
10. 本会則は、理事会の決議により平成21年12月1日付けで改正し、同日から施行する。但し、別表3の第1条第1項3号は平成22年度の技術評価更新完了時より施行する。
11. 本会則は、理事会の決議により平成22年7月22日付けで改正し、平成22年7月1日より施行する。
12. 本会則は、理事会の決議により平成24年3月22日付けで改正し、同日から施行する。
13. 本会則は、理事会の決議により平成24年10月3日付けで改正し、平成24年10月1日から施行する。
14. 本会則は、理事会の決議により平成26年3月14日付けで改正し、平成26年4月1日から施行する。
15. 本会則は、理事会の決議により平成28年4月19日付けで改正し、平成28年5月30日から施行する。
16. 本会則は、理事会の決議により平成29年2月7日付けで改正し、平成29年4月1日から施行する。
17. 本会則は、理事会の決議により平成30年9月25日付けで改正し、平成30年10月1日から施行する。

行する。

18. 本会則は、理事会の決議により平成31年3月15日付けで改正し、平成31年4月1日から施行する。

19. 本会則は、理事会の決議により令和5年7月26日付けで改正し、令和5年8月1日から施行する。

20. 本会則は、総会の決議により令和6年7月8日付けで改正し、令和6年8月1日から施行する。

別表1 削除(平成18年10月12日)

別表2

制定	平成12年 8月 1日
第2回改正	平成15年10月29日
第3回改正	平成18年10月12日
第4回改正	平成20年 4月 1日
第5回改正	平成22年 7月 1日
第6回改正	平成24年10月 1日
第7回改正	平成25年 1月 1日
第8回改正	平成26年 4月 1日
第9回改正	平成29年 4月 1日
第10回改正	平成30年10月1日

本会則第1条第2項に示す「本工法」の共同開発参加法人、及び、第5条第1号の理事会員とは、以下に示す法人とする。

理事会員	鹿島建設株式会社
理事会員	株式会社コンステック
理事会員	清水建設株式会社
理事会員	ショーボンド建設株式会社
理事会員	日鉄エンジニアリング株式会社
理事会員	日鉄ケミカル&マテリアル株式会社コンポジット事業部
理事会員	大成建設株式会社
理事会員	株式会社東邦アーステック
理事会員	東レ株式会社
理事会員	三菱ケミカルインフラテック株式会社

別表3

制定	平成10年 7月 1日
第2回改正	平成11年11月 1日
第3回改正	平成13年 2月 7日
第4回改正	平成15年10月29日
第5回改正	平成17年12月 8日
第6回改正	平成18年10月12日
第7回改正	平成21年12月 1日
第8回改正	平成24年 3月22日
第9回改正	平成26年 3月14日
第10回改正	平成30年10月 1日
第11回改正	令和 6年 7月 8日

第1条 「本工法」の対象となる技術は、以下のとおりとする。

(1) 削除(平成18年10月12日)

(2) 一般財団法人日本建築防災協会から技術評価(「建防災発12118号」以後、技術評価更新時に付与される発行番号に読み替えるものとする)を取得した「既存鉄筋コンクリート造、及び、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に準拠」した次の技術。

①独立柱に関する耐震補強技術

②壁付柱に関する耐震補強技術

③梁・壁に関する耐震補強技術

④「本工法」の設計施工指針、施工要領書、直近の実験データ、ノウハウ等に関する資料等。

⑤削除(平成 30 年10月1日)技術評価取得のために利用した「CFアンカー」の特許。

⑥上記①から③の本工法に関連するもので、技術評価更新後における理事会が新たに承認した「指定材料に関するもの」及び「CFアンカー施工指導の手引き」など。

(3) その他、前号の技術を応用した技術(CF アンカー技術含む)など。

(4) 一般財団法人土木研究センター建設技術審査証明報告書「CFアンカー」(建技審証第0603号)

2. 「本工法」の商標は、以下のとおりとする。

(1) 「第37類(建築物関係の工事)登録商標第4264071号(有効期限令和11年4月16日)、及び、第42類(建築物関係の設計)登録商標第5260619号(有効期限令和11年8月28日)」にて登録されている「SR-CF工法」とする。

(2) 「第17、19、22、24、37、42類」にて登録申請中「CFアンカー」

第2条 本会則第24条2項に記載する入会金及び年会費は、以下のとおりとする。

(1) 入会金は200万円とする。但し、事業規模、施工能力等を勘案し、理事会で協議の上、50万円迄に減額することができる。

(2) 年会費は、10万円／年とする。

別表 4

令和 年 月 日

S R - C F 工法研究会 殿

入 会 申 込 書

貴 S R - C F 工法研究会の趣旨に賛同し、一般会員（元請、施工専門（該当○印））として入会致したく、理事会員の紹介を受け、会社概要（役員名簿、直近の損益計算書・貸借対照表を含む）及び、直近 3 ケ年間の耐震改修工事受注、又は、連続繊維シート補修補強工事施工実績表（別表 5）などを、各 1 部添え申込み致します。

申 込 会 社 名

会社印

ホームページ URL

郵便番号・所在地

代表者名（責任者）

所属役職

TEL No.

FAX No.

担当者名（研究会窓口）

E-Mail

所属役職

TEL No.

FAX No.

紹介者 理事会員会社名

所属・理事氏名

印

事務局受付年月日 年 月 日

理事会決済年月日 可・否 年 月 日

別表5-1

耐震改修工事受注又は施工実績リスト

／ P

社名

年 月 日現在

番号	工 事 名 称 (発注者名又は元請会社名 *1)	工事所在地 (都道府県名)	工事規模・内容 (耐震改修工法名 又は 連続繊維シート補強目付 施工面積 m ² *2)	工期
1	()			～
2	()			～
3	()			～
4	()			～
5	()			～
6	()			～
7	()			～
8	()			～
9	()			～
10	()			～

* 1. 入会申込区分が「元請の場合に発注者名」を、「施工専門の場合に元請会社名」を記入

* 2. 入会申込区分が「元請の場合に耐震改修工法名」を、「施工専門の場合に補強目付面積」を記入

繊維補修補強協会認定の資格保持者リスト

／ P

会社名 _____

年 月 日現在

番号	資格保持者の氏名	資格区分 ・連続繊維施工士 ・連続繊維施工管理士	登録番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

* 本個人情報 は当研究会への入会審査時の確認資料として使用し、それ以外には使用いたしません。